

善監委告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

平成28年11月10日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 内田 等

平成28年度定期監査の結果について(前期分)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査内容

平成28年4月1日から平成28年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

2 監査の対象

部 局 名	課 名 等
市民生活部	環境課 隣保館 東原児童館 高橋会館
保健福祉部	保育所(善通寺・竜川)
消防本部	消防総務課 予防課 消防署
教育委員会 事務局	教育総務課 東中学校 西中学校 小学校(中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原) 幼稚園(中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原) 生涯学習課(郷土館・旧善通寺偕行社・美術館・地区公民館) 学校給食センター 市民会館 図書館

3 監査の期間

平成28年10月6日（木）から平成28年10月14日（金）まで

4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き、行政監査的観点も加味して実施した。

監査に当たっては、対象部課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。一部関係部課においては、施設、備品管理等現地監査を行った。

なお、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査しているので省略した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であった。

比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

各課共通指摘事項

(環境課, 消防本部, 教育総務課, 生涯学習課)

土地等の賃貸借長期継続契約書の自動更新について

このことは、地方自治法第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、いわゆる自動更新条項を設けることができないことになっている。次回の契約時には、相手方と協議し、契約を締結されたい。

(環境課, 隣保館, 教育総務課)

長期継続契約書の解約条項について

いくつかの契約書において、「解約条項」の記載に「予算が減額又は削減されたときは契約を解除する。」という趣旨の文言がなく、長期継続契約の形態をなしていない。次回の契約時には、賃借料の見直しも含めて、相手方と協議し、契約を締結されたい。

個別指摘事項

(保育所)

竜川保育所の屋外遊戯場について

竜川保育所の屋外遊戯場は、現在、竜川幼稚園の運動場と共用している。

ところが、幼児数は74人、園児数は195人の市内最大の園児数であり、幼稚園児が使用している時は、保育所園児は使用できない状態が続いている。建物の改築計画等も考えられるが、当面は、小学校運動場の使用等を含めた運用も、教育委員会と話し合いの上、善処されたい。

(消防本部)

① 消防団の区分を表す地図の住居表示について

「消防団の組織及び運営等に関する規則」の備考に記載されている地図が旧の住居表示であるので、現在の住居表示に改正されたい。

② 消防団の消防車の更新について

平成3年に第5分団東部の消防自動車を購入しているが、老朽化が進んでいるので計画的に更新していくよう検討されたい。

(教育総務課)

① リース契約書の支払遅延利息について

リース契約書において、支払遅延利息の条項が「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）で定める割合と違った高い利率の記載がされていた。

今後、契約変更をする場合、上記告示を適用するよう、文言の訂正を検討されたい。

② 学童保育を利用する保護者について

平成27年度から、いわゆる「学童保育の基準」（厚生労働省）が施行され、平成32年までには「共働き夫婦のための学童保育」を施行することが法律上も義務付けられている。

一方、本市はスタディーアフタースクール条例により幼稚園児から小学校6年生までの保護者であれば、無条件で利用できることになっている。

そのために、夏休み等の学童保育数は、通常の2割前後の増となり、預かり教室、預かり指導員等に支障が出ている小学校が多い。

今後、かかる状況を改善するため、また、法律に準拠するためにも「共働き夫婦の学童」に限定した学童保育体制を早急に確立されたい。

③ 学童保育の利用料金について

現在、学童の預かり料は、幼稚園児の預かり料と同額であり、市としての支出も赤字が増加する傾向にある。

今後、法律の基準に準拠した学童保育にするためにも、夏休み等の料金体系は別途に考慮し、学童預かり料の再考を検討されたい。

④ スタディーアフタースクールの利用料金について

夏休み等長期休業中においては、預かり時間は、午前7時20分から午後6時30分までとなっており、預かりを担当している指導員は、2倍の人数を要し経費が高む状況である。

今後、同事業を継続するにあたり、1日預かりに対しては、適正な料金設定をし、税金の公平な配分になるよう検討されたい。

(小学校)

① パワーアップ事業の検証について

本市独自のパワーアップ事業の880万円は、校長の裁量により、学童の学力及び感性の更なる向上を図るための事業である。この事業の中の学力向上事業において、小学校間の予算執行に2倍以上の差が設けられている。

一方、全国学力テスト結果は、県平均として、国語が向上したものの、算数が後退したと新聞等で報じられている。

また、土曜日充実事業という独自の事業も導入し、国語、算数の基礎的な授業にも取り組んでいる。

このような環境のもと、パワーアップ事業の学力向上事業の効果を検証することが、本市の学童の更なる学力向上の一助となると考えられるので、校長各位においては検証されたい。

② 学童保育の提供教室について

平成32年度から、本市の学童保育は、小学校の教室を利用して放課後預かりが始まる。

そこで、校長各位から提供教室の確定をしていただいたところである。概ね、提供教室については、厚生労働省の基準に照らして利用できると考えられる。

ただ、竜川小学校の預かり教室(図書室)は、現在、利用児童に対して著しく狭い。今後、増築も踏まえた計画等が必要なので検討されたい。

③ 学童保育の小学校担当者の選任について

現在、学童保育の対応は、幼稚園園長と教育委員会で行なわれている。

今後の学童保育は、小学校と教育委員会が中心となって行なわれなければならない。

そこで、学校側の担当者を選任することが肝要と考えられる。

特に、土曜日の連絡体制が大切なので、予算等を含めた計画を検討されたい。

(生涯学習課)

① 旧善通寺偕行社附属棟の貸付について

旧善通寺偕行社附属棟の賃貸借契約が延べ5年を超えたものとなっている。公募も視野に入れ、新しく公有財産の利活用及び賃貸借契約を締結することを検討されたい。

② 武道館の消防計画の作成について

武道館は、平成28年度より公益財団法人ハートスクエア善通寺の指定管理施設として運営されている。

ところが、監査の時点で、まだ消防計画が消防本部へ提出されていないので、教育委員会は、かかる事案を指導されたい。

(学校給食センター)

新設給食センターへの取り組みについて

給食センターは、建物、設備の老朽化が進むなか、新給食センターを1市2町の共同によるPFI方式で行うことになり、平成31年9月の運用開始に向けて、運用の在り方について検討を始めていると聞き及んでいる。

当給食センターは、今回の監査の時点で、新センターへの現場としての課題及び閉所に向けての解決すべき課題が未処理である。

現場は、正規職員2人が事務処理等を行っているが、日々の給食提供事務に追われているところであるので、今後も安心安全な給食を提供できるよう検討されたい。

(市民会館)

① 市民会館使用の許可申請書について

現在、市民会館の許可申請書は館長宛になっている。

一方、市民会館条例における許可権者は市長であり、この権限は、市民会館条例施行規則により、教育委員会となっている。

今後、教育委員会職務権限規程間における取り扱いの齟齬を訂正されたい。

② 公的機関への会議室使用許可について

地域職業相談室及び保護司会の会議室使用にあたり、市民会館条例第6条の使用許可に基づいて処理してきたところである。

ところが、一般に使用許可はその期間が短い（概ね1年）場合に行う処分である。同上の公的機関に対して、複数年を超えた使用許可手続きで対処しており、使用許可の範囲を超えたものとなっている。

かかる事案は、地方自治法第238条の4第4項及び市公有財産規則第19条により、行政財産の目的外貸付を適用した契約を締結し、貸付期間は市公有財産規則第22条第1項第4号により5年間までの記載で対処すべきである。

今後、市民会館は、教育委員会名で、上記の公的機関と会議室の貸付契約を締結することを急がれたい。

③ 使用料の減免権者について

現在、使用料の減免許可は、館長になっている。

一方、条例では、市長の権限となっているので、条例等に準拠した取り扱いを検討されたい。

④ 夏場の庁舎管理について

7月と8月の3階通路は、冷房が効かないことや屋上の焼き付けにより、高温状態を呈している。温度計による管理を行い、状況によっては、未使用の会議室の窓の開放などを行い、温度の低減化を図るよう検討されたい。

(公民館)

健康器具の利用について

与北公民館、竜川公民館に置かれているエアロバイクの利用については、地元の方々の利用頻度が著しく低い。整備した保健課と協議し、より利用できる手法について協議されたい。

(図書館)

① 夏場の閲覧室について（温度対策）

夏場の閲覧室は、利用者が多いこと、空調の能力がないこと、3階という建物配置等により、今年は特に、高温状態になっていた。温度計を複数設置するなど、より丁寧な温度管理に配慮されたい。

② 夏場の閲覧室について（スペース対策）

夏場の閲覧室は、利用者が多いため、十分に収容されていない。新聞閲覧者が図書閲覧者の席を占有している。

そこで、夏場の新聞閲覧は、市民会館の1階を利用する等、市民会館側と協議し、十分な図書閲覧者の席を確保することを検討されたい。